

# 告示

## 埼玉県告示第三百五十四号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に關し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
埼玉県加須市杓子木字堤外七百十六番	田	一、六六四・〇〇
埼玉県加須市杓子木字大道東二十番	田	九六八・〇〇
埼玉県加須市杓子木字大道東二十一番	田	九六〇・〇〇
埼玉県加須市杓子木字大道東二十二番	田	一、九一三・〇〇
埼玉県加須市杓子木字大道東二十九番	田	九六六・〇〇
埼玉県鴻巣市笠原字株柳三千三百五十五番	田	二九七・〇〇

### 二 申請に係る農地の利用の現況

農地法第三十三条第一項第一号に該当。

### 三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

### 四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県加須市杓子木字堤外七百十六番	令和八年一月一日	八年	〇円

埼玉県加須市杓子木字大道東二十番	令和八年一月一日	八年	〇円
埼玉県加須市杓子木字大道東二十一番	令和八年一月一日	八年	〇円
埼玉県加須市杓子木字大道東二十二番	令和八年一月一日	八年	〇円
埼玉県加須市杓子木字大道東二十九番	令和八年一月一日	八年	〇円
埼玉県鴻巣市笠原字株柳三千三百五十五番	令和七年十二月一日	十年	七千五百十円

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

イ 提出期限

令和七年五月二十三日

ロ 提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

ハ 記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) 意見の趣旨及びその理由
- (6) その他参考となるべき事項